

輸出貿易をはじめましょう

さて、前回の貿易実務のツボでは、輸出における市場調査・取引先探し・交渉について見てきました。

今回の貿易実務のツボでは、輸出貿易をはじめめるにあたり、①船積み手続き、②通関、③輸出許可・船積み、④発送後手続き、という4つのステップについて簡単にまとめてみました。

輸出する大切な貨物がどのような流れで船積みされ、発送されていくのかについて見ていきましょう。

商品・取引先の決定（貿易のツボ第9号）
市場調査・取引先探し

交渉（貿易のツボ第9号）
輸出交渉

手続き①、②、③、④
船積み手続き・通関・輸出許可・船積み
・発送後手続き

代金の回収
輸出の決済・クレーム対応

輸出実務の流れ

船積み手続き



輸出契約が成立したら、船積み手続きを行いましょう。必要書類を準備し、すみやかに手続きを行いましょう。

◆船腹予約（ブッキング）*

事前に運行経路・スケジュール・海上運賃等を確認し、船会社へ運送依頼の予約をします。契約書や信用状に基づき、船積期限内に船積み可能な船を選ぶ必要があります。また、寄港地が少なく、できる限り輸入地に早く到着する船を選ぶことも重要です。なお、貿易条件により、輸入者が船腹予約を行うことがあります。さらに、貨物の容量・重量によりFCLかLCLかを選びます（下記にて詳細を説明します）。

※FCLとLCLについて

コンテナ*をどのような形で借りるかによって、貨物の搬入の流れが変わります。

FCL

- ・「Full Container Load」といい、1荷主の貨物のみでコンテナを埋める。
- ・輸出者の倉庫より直接CY（コンテナヤード）*に運ばれ、通関を行う。



CY
(コンテナヤード)

通関

LCL

- ・「Less Than Container Load」といい、他の荷主等の荷物との混載で輸送する。
- ・複数の貨物をCFS（コンテナプレートステーション）*にて混載し、通関を行う。



CFS
(コンテナプレートステーション)

通関



CY
(コンテナヤード)

輸出貿易をはじめましょう

◆貨物保険の準備

貿易条件により、輸出者が保険の手配をする必要があります。北陸銀行にも、海上貨物保険を扱う提携機関がございますので、ぜひご活用下さい。

※CIF条件*の場合、保険の手配は輸出者が行う必要があります。また、FOB条件*・CFR条件*の場合、船積み～輸入地までは輸入者が掛けた保険でカバーできます。しかし、輸出地から本船積み込みまでは保険が適用されていないため、別途輸出者の方で掛ける必要があります。貿易条件を確認し、保険の掛け忘れのないように注意しましょう。

通関



船積み手続きが完了したら、次は通関の手続きが必要となります。税関へ輸出の申告を行い、貨物により必要な検査を経て許可を受けなければいけません。

◆船積書類の準備

船積みにおいて、書類の準備が必要です。以下のような書類が必要となるケースが多いです。また、信用状がある場合、信用状に基づいて書類の提出が必要です。

主要書類：インボイス*、船荷証券*、海上保険証券、パッキング・リスト*

補足書類：原産地証明書*、容積重量証明書、領事送り状など

◆輸出申告手続き

輸出しようとしている貨物の品名・数量・価格など必要事項を、インボイスを基に輸出申告書を記載します。インボイスやその他必要書類を添付し税関へ提出します。また、通関手続きは通関業者*に依頼されると良いでしょう。

輸出申告にも特例があります。税関に申請して税関長に承認されると、貨物を保税地域に搬入せずに自社工場・倉庫で輸出申告を行い、輸出許可を受けることができます。

◆税関検査・審査

輸出しようとしている貨物の品名・数量・価格など必要事項を、インボイスを基に輸出申告書を記載します。インボイスやその他必要書類を添付し税関へ提出します。

輸出許可&船積み



船積みの手続きが終わって輸出許可が出ましたら、いよいよ船積みです。通関業者へ依頼し、貨物を船へと積み入れてもらいます。

◆輸出許可

税関における審査には、簡易審査・書類審査・現物審査があります。この審査が終わり、問題ないと判断された貨物について税関は輸出許可を出します。

輸出貿易をはじめましょう

◆船積み

通関業者に委託し、船積みをしてもらいます。通関業者は空のコンテナを借り受けて貨物を詰め込み、コンテナにシールをしてコンテナヤードに運びます（=バンニング*）。バンニングされたコンテナは外装状態やシールを確認され、クレーンで船積みされます。

発送後手続き



船積みが終わり船が輸出地を出発したら、発送後の手続きを行います。発送内容を輸入者に通知し、船荷証券（B/L）を輸入者へ発送します。

◆輸入者へ通知

貨物が発送されたら、船名・数量・出港日・入港予定日・商品名などを連絡し、船積通知書を発送します。船会社と連絡を取って、船荷証券（B/L）の発行を確認します。

一コラム④ 定期海上航路・定期航空路一

北陸3県台北東アジア地域・北米への定期コンテナ航路所要日数は以下のとおりです。また航空路では、小松空港において貨物専用機や羽田空港経由でヨーロッパやアメリカへ輸出入を行うことができます。



	航路	輸入	輸出
伏木 富山港	韓国航路(週4便)	1-4日	2-6日
	中国航路(週2便)	5日	4-7日
	韓国・中国航路(週2便)	3-8日	2-11日
	ロシア極東航路(月2便)	10-12日	2-3日
	ロシア極東RORO船航路(月5便)	3日	2日
金沢港	韓国航路(週6便)	1-3日	2-5日
	中国航路(週2便)	3-11日	2-11日
	中国・韓国航路(週1便)	4-8日	2-6日
	韓国RORO航路(週2便)	1日	1-2日
	北米・東南アジア航路(月1便)	不定	不定
敦賀港	韓国航路(週3便)	1-11日	1-3日
小松空港	ルクセンブルク(週3便)	不定	不定
	シカゴ・ニューヨーク(週1便)	不定	不定
	アゼルバイジャン(週2便)	不定	不定

詳細につきましては、各港のHPをご確認下さい。

- ◆ 伏木富山港 : <http://www.pref.toyama.jp/sections/1504/port/>
- ◆ 金沢港 : <http://www.k-port.jp/index.html>
- ◆ 敦賀港 : <http://www.tsurugaport.jp/>
- ◆ 小松空港 : <http://www.komatsuaairport.jp/>

※航路情報

伏木富山港・・・2014年9月現在
金沢港・・・2013年10月現在
敦賀港・・・2015年12月現在
小松空港・・・2016年1月現在

*は4ページに解説があります。

船腹予約

ブッキング（Booking）。船積予約。船会社、航空会社に貨物の運送依頼の予約をすること。通常、ある特定の航路に就航する船舶又は航空機について、ある仕向地までのスペースを確保する意味で用いられる。

コンテナ

鋼鉄やアルミニウムなどで製造された、船や航空機などで貨物を輸送するための規定化された箱。一般的なコンテナは、大きさ等の規格が国際標準化機構（ISO）により国際的に規定されている「国際海上貨物用コンテナ」である。また、航空機での輸送用に別規格で国際的に統一されたコンテナもある。

CY（コンテナヤード）

貨物が入ったコンテナの、集積・蔵置・引き渡しのための場所のこと。貨物が入ったコンテナを船に積んだり船から降ろしたりする際に使用する。

CFS（コンテナフレートステーション）

混載する貨物をコンテナ内へ積み込む・コンテナから混載された貨物を取り出す作業を行う場所のこと。輸出の場合、輸出者から貨物を受け取りコンテナへと積み込む作業が行われる。輸入の場合、コンテナから貨物を取り出し輸入者へと引き渡す作業が行われる。

CIF

Cost, Freight and Insuranceの略。運賃・保険料込条件。貿易取引条件の一つ。貨物代金には到着港までの海上運賃と貨物保険料が含まれている。FOB価格に仕向け地までの貨物の保険料と運賃を加算したものを契約価格とする契約。

FOB

Free on Boardの略で、本船積込渡し条件。貿易取引条件のひとつで、輸出サイドの本船渡し条件の積み込み価格のことをいう。受け荷主側が運賃・保険料を支払い、船積み決定権がある。

CFR

Cost and Freightの略でC&Fともいう。貿易取引条件の一つで、運賃込条件。CIFと同様、輸出側が到着港までの海上運賃を負担する。ただ、リスク負担に関しては買主が海

インボイス

品名、数量、価格、契約条件、契約単価などが記載されており、船積みされた貨物の明細を現わすとともに、代金の決済、輸出入申告などの処理にも使われる。貿易取引上最も重要な書類のひとつ。商業送り状と公用送り状とがあり、一般的に商業送り状を指す。

船荷証券

B/L（Bill of Lading）の略。運送人が荷送人との運送契約に基づいて船積みしたことを証明する書類。荷送人の請求によって運送人が発行する。物品の（海上、複合）受取証、運送契約書。貨物の引き渡しに際し必要となる引換証。貿易代金決済の為、荷為替を取り組む場合に必要となる“荷”を表象する有価証券。

パッキング・リスト

貨物の梱包明細書。Packing List。パッケージごとに品名、個数、重量、 SHIPPING マーク（荷印）などを記載する。数量が少ない場合は、インボイスで兼用し、作成されないこともある。

原産地証明書

Certificate of Origin。貨物の原産国を証明した書類。日本から輸出する場合は商工会議所で発給を受ける。

通関業者

荷主からの委託で貨物の輸出入の申告、輸入に伴う関税の申告等を代理で行う。通関業を営む地域を管轄する各地位の税関長の許可が必要となる。一般的に海運貨物取扱業者*としての業務を兼務している。

海運貨物取扱業者

輸出入貨物の船積書類作成や船積み・荷卸しから通関に関する業務を代行して行う。一般的に通関業者を兼ねており、「海貨業者」と呼ばれる。第二次世界大戦前の海運組合法に基づく乙種仲立業の略称の名残から、「乙仲」とも呼ばれる。

バンニング

Vanning。輸送のため、貨物をコンテナに積み込む作業のこと。